

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

取得価額が判明しているものについては取得原価、取得原価が不明なものは原則として再調達原価で評価しております。ただし昭和 59 年度以前に取得したものは取得価額不明なものとして取扱い、再調達原価で評価しております。また、対象とする有形固定資産は取得価額が 50 万円（美術品は 300 万円）以上のものを計上しています。

② 無形固定資産の評価基準及び評価方法

原則として取得原価で評価しております。ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

地方公営企業法が適用される水道事業会計については、同法の会計基準に基づき計上しています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 市場価格のある有価証券等

会計年度末における市場価格により計上しています。

② 市場価格のない有価証券等

取得価額により計上しています。ただし実質価額が著しく低下したのものについては、相当の減額を行い計上しています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

一般会計等（棚卸資産）……………該当なし

地域開発事業特別会計（棚卸資産）……………個別法

牧場事業特別会計（棚卸資産）……………最終仕入原価法

病院事業特別会計（棚卸資産）……………個別法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）…定額法

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）…定額法

③ リース資産 …リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（黒部市資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、一般会計及び各特別会計においては、原則として黒部市「固定資産に係る会計規則」に基づき取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上のものを資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 消費税等の会計処理

税込方式を採用しています。なお、地方公営企業法が適用される水道、下水道、病

院事業会計については、税抜方式により処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当なし

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

(4) 重大な災害等の発生

該当なし

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当なし

(2) 係争中の訴訟等

該当なし

5 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分
国民健康保険事業特別会計	事業会計
後期高齢者医療事業特別会計	事業会計
発電事業特別会計	事業会計
地域開発事業特別会計	事業会計
牧場事業特別会計	事業会計
フィッシャリーナ事業特別会計	事業会計
簡易水道事業特別会計	事業会計（法適用移行期間）
病院事業会計	地方公営企業会計
水道事業会計	地方公営企業会計
下水道事業会計	地方公営企業会計

① 地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているものについては、連結対象団体（会計）の対象外としています。したがって、一般会計等における他会計への繰出金等が内部相殺されない場合があります。

簡易水道事業会計 他会計繰出金 13,443 千円（移転費用（その他）で計上）

② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

対象範囲に差異はありません。

③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。